



運動部活動に係る活動方針

令和3年4月
仙台市立中山中学校

令和3年度 運動部活動に係る活動方針

仙台市立中山中学校

1 本校の運動部活動が目指すもの

【学校教育目標】

自他を敬愛し、自立性を高め

心身ともに健康で創造性に富む人間性豊かな生徒の育成を期する。

- (1) 学校教育目標実現のために、運動部活動を通して、本校生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育み、心豊かでたくましい本校生徒を育てること。
- (2) 運動部活動を通して、本校生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進すること。
- (3) 運動部活動を通して、本校生徒の豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、本校生徒がバランスのとれた心身の成長を遂げ、充実した学校生活を送ること。
- (4) 運動部活動が本校生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら、合理的でかつ効率的・効果的に運営されること。
- (5) 本校全体として、望ましい運動部活動の指導・運営に係る体制を構築し、教職員がより生徒に向き合える学校体制をつくること。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 年間活動計画の作成

- ①運動部顧問は、年間活動計画を作成する。
- ②運動部顧問の作成する年間活動計画には、年間を通して基本となる休養日（活動日）及び参加予定大会日程等を明示する。
- ③運動部顧問は、生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに、生徒に練習の目的、技能等の向上や心身の成長のために適切な練習内容であることを理解させる。

(2) 方針と計画の公表

- ・上記（1）の活動方針並びに年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(3) 毎月〔複数月〕の活動計画の作成

- ・運動部顧問は、毎月〔複数月〕の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成する。

(4) 毎月〔複数月〕の活動計画の通知

- ・運動部顧問は、上記(3)毎月〔複数月〕の活動計画を文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

(5) 毎月の活動実績報告

- ・運動部顧問は、毎月の活動実績報告(活動日時・場所、休養日及び大会参加日時等)を学校長に行う。

3 指導・運営に係る体制について

(1) 本校が設置する運動部

- ①令和3年度は下記の部活動を設置することとする。
- ②部活動顧問については下記参照

種 類	入部の条件など	顧 問	ミーティング会場
陸 上 競 技		坂田啓・児玉ゆかり	2年4組
野 球		守屋安孝・佐藤浩平	視聴覚室
バレーボール	女子に限る	板垣光浩・後藤朝子	3年1組
バスケットボール男子	男子に限る	武田研勇・畠山もとみ	1年1組
バスケットボール女子	女子に限る	若生佳那・横橋雄市	3年2組
サッカー		安孫子政俊・横橋雄市	2年2組
卓 球	男子に限る	佐々木俊昭・小室紳一	少人数②
剣 道		遠藤桂・千葉遥	1年3組
ソフトテニス	女子に限る	川名優季・堀合優斗	2年3組
水 泳		逸見修一・伊藤恵美	2年1組
バドミントン	女子に限る	菅野真一・亀井葉子	3年3組

(2) 保護者への説明

- ①運動部活動に関わる活動方針を保護者へ配付する。
- ②各部顧問は、よりよい運営のために、必要に応じて保護者に説明する機会を設ける。

4 適切な活動時間及び休養日等の設定

(1) 学期中の休養日 *休養日とは朝も放課後も活動を行わない日

- ①学期中は、週2日以上以上の休養日を設ける。
※平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ②土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、原則として、休養日はほかの土曜日及び日曜日に振り替える。ただし、大会に向けた練習等により振り替える週末が3週を超えてしまうような場合には、生徒の健康状態に留意し、平日に振り替える。
※祝日、休日は土曜日及び日曜日と同じ扱いとする。
- ③土日、祝日、休日が3日以上重なった連休には、生徒の健康に留意して適切な休養日を設ける。

(2) 長期休業中の休養日

- ①学期中に準じるものとするが、原則として、土曜日、日曜日及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。
- ②夏季学校閉庁日及び年末年始の学校閉庁日と連続させるなど、ある程度長期間の休養期間(オフシーズン)を設ける。

(3) 平日の活動時間

- ・長くとも2時間程度とする。

(4) 長期休業日及び土曜日、日曜日、祝日、休日、学校の休業日の活動時間

- ・長くとも3時間程度とする。

(5) 朝練習の制限

- ①同一の運動部が、長期間にわたって連続的に行う朝練習は行わないものとする。
- ②施設の利用上、放課後の活動制限等、校長が認めた場合の朝練習は行ってもよいが、生徒の健康には十分配慮して実施する。また、顧問が練習につくものとする。

(6) 強化練習期間（ハイシーズン）

- ・年間計画に設定した強化練習期間（ハイシーズン）には、通常よりも活動時間や活動日を増やすことができるものとする。
- ・期間は最大で大会に向けた1ヶ月程度とし、本校の該当する大会は中総体と新人戦に限る。
- ・中体連主催の県大会や東北大会、全国大会へ勝ち進んだ場合には、校長の許可のもと、強化練習期間を延長することができる。
※活動時間や活動日を増やす場合には、代替の休養日や時期を移動した休養日等を確保し、生徒の健康状態や身体的な疲労に配慮しながら、部活動に対する意欲の維持、向上に努める。

5 適切な指導

(1) 生徒の心身の健康管理

- ・生徒の健康観察やスポーツ障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活を送ることについて配慮しながら指導にあたる。

(2) 事故防止

- ・活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意しながら指導にあたる。

(3) スクールコンプライアンスの遵守

- ・体罰、ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行う。

6 参加する大会等の検討

(1) 参加する大会等の精選

- ①運動部顧問は、本校生徒にとっての教育上の意義並びに本校生徒の負担を考慮して、中学校体育連盟が主催または共催する大会を基本とし、本校として参加する大会等を精選するよう努める。
- ②運動部顧問は、生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して、練習試合等を計画するよう努める。

(2) 参加する大会や校外で行う練習試合等への移動手段

- ・本校生徒の移動については、原則として公共交通機関を利用することとする。
※公共交通機関の利用が困難な場合には、業者に依頼することを検討する。
※業者に依頼することも困難な場合には、保護者の共通理解と了解を得て、保護者に協力を求める。